建設業年末年始労働災害防止強調期間

「無事故の歳末　明るい正月」

慌しい年末のこの時期、現場の作業には普段以上の危険要因が発生します！
“明るい正月”を迎えるために、事故、災害を確実に防いでいきましょう！

いよいよ１２月です、今年も年の瀬を迎えますね
完成目標を目指して、工事の施工もピッチをあげている
ところですが、安全管理が二の次になっていませんか？

作業通路の確保や、**資格の確認**、**反射ベストの着用**
職長が正しく指揮をとって作業が行われているか
いま一度皆さんの現場を見直して下さい　**安全ルール厳守！**

工事車両は早めのライト点灯を！

⇦ 視界も悪くなる季節ですが
反射ベストは貴方を守ります

そして 年末年始に向けて 気を配ってほしいこと

右に挙げた3点は
今の時期には特に
気を配る必要が
あります。
施工が最優先に
なりがちな年末！
これらの対策も
疎かにならない様に

雪の下は落とし穴

雪・氷対策！

引火したら消せる？

火災防止！

重しが無いと倒れます

歩行者安全確保！

今年も！

無事に正月を迎えましょう！

Q＆A　皆さんからいただいた、現場における安全管理の疑問についてお答えするコーナーです

Q　現場の仮設分電盤を施錠しろと言われる根拠は?　法規定には義務はないですよね?

A　そのとおり、実はどこにも義務となる規定はありません。
ただし、国土交通省の『建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事)』に

> 第 93 鍵及び開閉器等の管理　施工者は，機械類の起動に必要な**鍵**を，常にそれらの機械類の管理責任者に保管させなければ ならない。2 施工者は，機械類の動力として電力を使用する場合においては，その開閉器等を**施錠できる箱 の中に収め**，また，これらを**路上**又は**電柱**等に取り付ける場合においては，人の通行の妨げ又 は通行者に危険を及ぼすことのない位置に設置しなければならない。**鍵**は，前項と同様，それ らの機械類の管理責任者に保管させなければならない。

として、工事区域近くを通行する人に対しての公衆災害防止の観点から
施錠の規定(指針)が設けられています。主旨を踏まえて作業後は施錠し
帰るように徹底しましょう。(もちろん現場内にある分電盤は対象外です)
【年末年始労働災害防止強調期間】として、歩道の分電盤施錠も確実に実施しましょう